

27 木材加工・流通施設等を整備するための資金を借りたい

認定

融資

木材の加工・流通施設等の整備に必要な資金を借り受けた方に対し、利子助成を行います。

対象となる方

森林所有者、素材生産業者、森林組合、木材業者(林業を併せ営む者)等

支援内容

利子助成を受けることで、木材の加工・流通施設等の整備に必要な日本政策金融公庫資金を、一定期間、実質無利子で借りることができます。

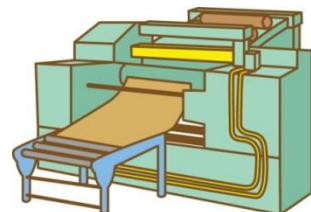
<対象資金・貸付条件>

- ・対象資金：日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（林業）等
- ・貸付限度額：借入者の負担する額の80%に相当する額※
- ・償還期間等：償還期間（据置期間を含む。）15年以内等※
据置期間3年以内等

※貸付限度額及び償還期間等は、条件により異なります。
公庫から貸付けを受けても、全て利子助成の対象になるわけではありません。

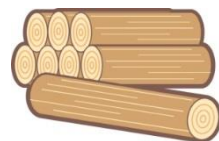
<利子助成率及び利子助成期間>

- ・利子助成率：最大2%
- ・利子助成期間：償還終了時まで
(資金により最長10年又は5年)



<利子助成条件>

- ① 都道府県から林業経営改善計画または合理化計画の認定を受けていること。
- ② 適切な事業活動を継続することが確実なこと。
- ③ 木材の安定供給体制の構築に取り組んでいること。



ご利用方法

日本政策金融公庫から対象資金を借り入れた後、全国木材協同組合連合会に利子助成の申請を行ってください。
詳細は、全国木材協同組合連合会にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

全国木材協同組合連合会 TEL:03-3580-3215

<事業名：林産物供給等振興対策事業のうち、林業施設整備等利子助成事業>

木材加工施設、木質バイオマス施設等の導入に必要な資金を無利子で融資します。

対象となる方

- ① 林業従事者、素材生産業者、森林組合、木材製造業者、木材卸売業者 等
- ② 六次産業化・地産地消法による促進事業者、農商工等連携法による認定中小企業者

支援内容

新しい取組で経営の改善を行うにあたり必要となる木材加工施設や木質バイオマス施設等の導入資金を無利子で融資します。

<貸付条件>

- ・資金名：林業・木材産業改善資金
- ・貸付限度額：林業 個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円
木材産業 1億円
- ・償還期間等：償還期間(据置期間含む)10年以内、据置期間3年以内

* 六次産業化・地産地消法による認定総合化事業計画及び農商工等連携法の認定農商工等連携事業計画の取組については、償還期間12年以内、据置期間5年以内



ご利用方法

- ・都道府県から直接融資を受ける方法と、民間金融機関を通じて融資を受ける方法があります。（ご利用できる方法は都道府県により異なります。）
- ・詳細は、都道府県の林務担当部局にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

都道府県の林務担当部局

<事業名：林業・木材産業改善資金>



おすすめ ✓ 機械の導入等に対し、税の優遇措置を受けることもできます！（条件有）

詳しくは、18 (P25)の「中小企業経営強化税制」をご覧ください。

事業や経営に必要な運転資金を低利で融資します。

対象となる方

森林所有者、素材生産業者、森林組合、中小企業等協同組合及びこれらの連合会、木材製造業を営む者、木材卸売業者 等

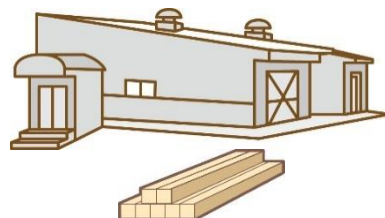
支援内容

6次産業化に向けた事業規模の拡大、経営の改善等を行うにあたり、必要となる運転資金を低利で融資します。

資金内容としては、立木等の購入代金をはじめ、輸送経費、素材生産及び造林等のための費用、木材加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費などの運転資金です。

〈融資条件〉

事業や経営の合理化等の計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県林務担当部局

<事業名：木材産業等高度化推進資金事業>



オススメ

✓ 経営の改善等を行うにあたっての機械の導入等に対し、税の優遇措置を受けることもできます！（条件有）

詳しくは、18 (P25)の「中小企業経営強化税制」をご覧ください。